

平成24年度 第8回
理 事 会

平成25年 3 月 11日（木）

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成24年度第8回理事会 議事録

- 1 開催日時 平成25年3月11日（木）
午後6時00分から午後8時4分まで
- 2 開催場所 財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名
理事6名
理事長 長澤 博暁 理事 安達 高之
理事 安藤 真洋 理事 大野 壽三枝
理事 黒竹 光弘 常務理事 中村 義明
監事2名
監事 五十嵐 利光 監事 安田 大
- 5 定足数 4名
- 6 欠席理事者数及び氏名
理事0名
監事0名
- 7 傍聴者 0名
- 8 議決事項
議案第18号 平成25年度事業計画及び収支予算について
議案第19号 平成25年度老後福祉基金の一部取崩しについて
議案第20号 寄附行為を廃止する規程（案）について
議案第21号 役員及び評議員の報酬に関する規程を廃止する規程（案）について
議案第22号 在宅生活困難高齢者等サービス事業実施規則を廃止する規則（案）について
議案第23号 入院時家事援助等サービス事業実施規則を廃止する規則（案）

について

- 議案第24号 公益法人移行に伴う諸規定等の一部改正について
議案第25号 事務規程の一部を改正する規程（案）について
議案第26号 印章規程の一部を改正する規程（案）について
議案第27号 職員就業規則の一部を改正する規則（案）について
議案第28号 職員の業務外の傷病に関する規則の一部を改正する規則（案）
について
議案第29号 準職員就業規則の一部を改正する規則（案）について
議案第30号 パートタイムホームヘルパー就業規則の一部を改正する規則
（案）について
議案第31号 職員給与規程の一部を改正する規程（案）について
議案第32号 職員旅費規程の一部を改正する規程（案）について
議案第33号 会計処理規程の一部を改正する規程（案）について
議案第34号 老後福祉基金規程の一部を改正する規程（案）について
議案第35号 指定居宅介護支援に関する実施規則の一部を改正する規則
（案）について
議案第36号 ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則
（案）について
議案第37号 フレックスヘルパー就業規則の制定について
報告事項 公益財団法人への移行について

9 議長及び議事録署名人の選任

寄附行為に基づき、理事長長澤博暁が議長席に着き開会、議長（理事長）から本日の出席者について、寄附行為第26条の規定による定足数を満たしているので、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本理事会の議事録署名人に安藤理事、大野理事の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

10 議事の経過及び結果

- 議案第18号 平成25年度事業計画及び収支予算について
議案第19号 平成25年度老後福祉基金の一部取崩しについて

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

中村常務理事、荒井在宅サービス課長及び服部高齢者総合センター長から、事業計画及び収支予算の概略について説明がなされ、予算資

料57頁の老後福祉基金の取り崩し額を46,842,000円に訂正した。また、議案第19号については、中村常務理事から提案理由の説明がなされた。

安達理事から、生活保護受給者の金銭管理支援業務の委託内容について質問がなされた。

中村常務理事から、生活保護を受給者で金銭管理に問題がある方について、本人とそのケースワーカーと公社の三者で相談し、本人が了承した方について、一定の金銭を分割して毎週お届けする等の金銭管理を公社が行い、その方の生活を支え、それに伴う相談業務を公社が行うものである旨の回答がなされた。

安達理事から、トータルケア事業との関係及び予算措置等について質問がなされた。

荒井在宅サービス課長から、金銭管理支援事業の内容について、ご本人の申請に基づき生活保護受給者対象の金銭管理支援プログラムに則って行うこと、生活保護費は月1回支給されているが、全部1日のうちに使ってしまう方などいること、生活保護費の渡し方について、毎週1回等定期的にお届けすること等の説明がなされた。

安達理事から、権利擁護事業の中で謳われているため、既に実施している権利擁護事業との関連について質問がなされた。

中村常務理事から、権利擁護事業に含めたことについて、業務内容が金銭管理であること、事業規模が小規模なものであるため、新たに事業立てをすることは難しい旨の回答がなされた。また、公益認定に当たっては、この事業を新たな事業項目とした場合、事業の公益性について東京都にお伺いを立てなければいけないこともあり、これまで実施している権利擁護に内包する事業であると判断している旨の回答がなされた。

安藤理事から、事業計画書4頁目6行目の「スーパーバイズの役割を担います。」について、大切なことである旨の意見の後、現状ではどのように行っているのか、また、新年度はどのあたりを強化するのかという旨の質問がなされた。また、市民後見人の育成について、実際に担っている市民後見人を把握しているのかという旨の質問がなされた。さらに、事業計画書5頁一番下の「自立を促す」という表現について、「促す」はなじまないため「自立を支援する」という表現は如何かという旨の意見がなされた。

上田後見係長から、「スーパーバイズの役割」について、現在、市の地域包括支援センター等が困難事例の受付窓口になっており、そこから、在宅介護支援センターや各ケアマネジャーに繋がり、その中から、金銭管理上での問題や、あと経済的虐待の疑いのあるご相談が福祉公社に繋

がり、福祉公社としては、まず同行訪問し、そのケースの構成、契約での権利擁護事業の金銭管理を支援することで問題解決ができるのか、成年後見制度を利用することになり得るのか、また、成年後見制度を使っていく上では、誰が後見人として適切であるか、といったことを一緒に検討していくということを行っている旨の回答がなされた。また、市民後見人につきましては、東京都の社会貢献型後見人の養成基礎講習を終えた者が10名近くおり、そのうち、3名が市民後見人として就任しており、福祉公社が後見監督人となっている旨の回答がなされた。また、フローアップ研修を定期的で開催し、市民後見人の負担軽減や質の向上を目指している旨の回答がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、事業計画書の「促す」表現について、「支援する」の表現のほうが良かったという旨の回答がなされた。

安田監事から、事業計画書9頁「財政健全化計画の策定」に関連して市が実施した「財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書」の内容について、福祉公社に関係のある部分があるのかという旨の質問がなされた。

中村常務理事から、「財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書」の概要として、民間が行える事業は民間が行ったほうが良い、財政的な自立を求める、という旨の回答がなされた。

黒竹理事から、この報告書について、立場上、それぞれ見解の相違があるとは思いますが、傾聴すべきことも幾つか書かれているため、福祉公社の役員の方、職員の方に一度ご覧頂き、外部では福祉公社をどういう形で見ているのかということのを再認識させることが必要ではないかという旨の意見がなされた。

中村常務理事から、みんなで共有していきたい旨の回答がなされ、理事会終了後に「財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書」が配布された。

安達理事から、平成24年度の繰越額について質問がなされた。

中村常務理事から、平成24年度からの繰越金はない旨の回答がなされた。

安達理事から、平成25年度予算の赤字部分を何で補填をされるのかという旨の質問がされた。

中村常務理事から、基金の取崩分で赤字を補填でき、また、人員の削減等も含めて改善を図りたい旨の回答がなされた。

安藤理事から、事業計画書9頁下から8行目「『財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書』」の内容を基に、事業のあり方につ

いて市との調整が必要となっています。」について、公的セクターがやるべきものは何なのか、また、この「事業のあり方について市との調整が必要」の内容について説明を求める質問がなされた。

中村常務理事から、報告書の内容については、こちらの趣旨と違う部分が結構あるという認識である旨の説明がなされた。また、財政を健全にするためには一定の収入がなければいけないが、単に民間ができるものをすべて民間にお任せすると、福祉公社はそれこそ収支が合わない事業しか実施できず、収支改善は見込めない旨の説明がなされ、そのような事業は一定程度、民業を圧迫しない程度は、実施していかなければいけないという認識であり、このような部分は、市に申し上げていきたい旨の回答がなされた。

長澤理事長から、この報告書をいただいたときに、福祉公社として検討し、健康福祉部長には一定程度、中村常務理事が示した問題点を申し上げた旨の回答がなされた。また、今後は、市の健康福祉部と調整をしながら、健康福祉部長を通じて市に、財団の現状も含めて、さらにお話を進めていく旨の説明がなされた。

また、先ほどの安藤理事からの「促し」が良いか、「支援」が良いかの意見について、「促し」のままでもよいか確認の発言がなされた。

荒井在宅サービス課長から、「障害者総合支援法に基づき、地域において、日常生活の自立を支援し、在宅生活を継続していく」と「支援」に変更する旨の回答がなされた。

大野理事から、今回、福祉基金のうち4,684万2,000円を取り崩した残りの福祉基金の額について質問がなされた。

中村常務理事から、平成24年度末の基金の残高は、概ね4億7,000万円程度であり、そこから4,684万2,000円を差し引き、概ね4億2,000万円程度の残高になる旨の回答がなされた。

五十嵐監事から、事業計画の重点項目4つについて、理事会にはその進行状況や方向性等について、年度途中に是非報告をお願いしたい旨の要望がなされた。

中村常務理事から、報告する旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第18号及び議案第19号について、議案第18号は原案の一部「促し」を「支援」に修正し、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二案は可決承認された。

議案第20号 寄附行為を廃止する規程（案）について

中村常務理事から、公益法人移行後の定款が平成24年5月25日の理事会において制定されているため、公益法人設立登記の日をもって現行寄附行為を廃止するものである旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第21号 役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃止する規程（案）
について

中村常務理事から、公益法人移行後の役員及び評議員の報酬規程が平成24年8月28日の理事会において制定されているため、公益法人設立登記の日をもって現行規程を廃止するものである旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第22号 在宅生活困難高齢者等サービス事業実施規則を廃止する規則
（案）について

中村常務理事から、当該事業は、既の実施していないため、公益法人移行に伴い、規程整備の一環として廃止するものである旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第23号 入院時家事援助等サービス事業実施規則を廃止する規則（案）
について

中村常務理事から、当該事業は、既の実施していないため、公益法人移行に伴い、規程整備の一環として廃止するものである旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第24号 公益法人移行に伴う諸規程等の一部改正について

中村常務理事から、議案第24号別紙をもとに、公益法人移行に伴う諸規程の一部改正についての表中、18の規程・規則について、公益法人設立登記の日をもって「財団法人」の記載を「公益財団法人」に改めるものである旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第25号 事務規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、議案の前の3頁の一覧を参照いただくように案内したうえで、今回の改正の主なものとして、次長職の職名をなくし、担当係長を設置し、職務名と職責を明確にした旨の説明がなされた。また、事務分掌と文書の保存期限を別表化し、内容を整理し、別表1の組織図に理事会、評議員会を記載し、専決区分の別表3を改正し、代決者を各専決者が定めることとした旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第26号 印章規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、改正の主なものとして、使用していない4つの印を廃止し、その他のものは「公益」の文字を加え変更した旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第27号 職員就業規則の一部を改正する規則（案）について

中村常務理事から、改正の主なものとして、採用選考提出書類から健康診断書の削除や採用時の提出書類の整理など法制度に合わせた改正を行うこと、採用時の試用期間を3カ月から市と同様に6カ月とすること、解雇、退職時等の引き継ぎ義務を明記したこと、年次有給休暇、忌引き日数、休職期間を別表化したこと、労働基準法改正により希望職員全員の65歳までの雇用が義務づけられたことに伴い、再雇用の条件や期間等の経過措置を設けた上でこれを実施する旨の説明がなされた。

安達理事から、採用に当たって健康診断書を削除した理由について質問がなされた。

中村常務理事から、雇用者側には健康診断の義務はあるが、採用に当たって健康上の理由を採用の基準にしてはいけないということになっており、健康診断書の提出を削除した旨の回答がなされた。

安達理事から、健康上の問題を採用の条件云々について、具体的規定を尋ねる質問がなされた。

中村常務理事から、労働基準法上であるという認識であるという回答がなされたが、安達理事から、労働基準法では考えられない旨の意見がなされた。中村常務理事から、確認するまでの間に、次の議題に進む旨の提案がなされ、理事及び監事はこれを承諾した。

議案第28号 職員の業務外の傷病に関する規則の一部を改正する規則（案） について

中村常務理事から、「医師」の記載を「主治医」とするなどの字句の整理をした旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第29号 準職員就業規則の一部を改正する規則（案）について

中村常務理事から、改正の主なものとして、時間給の割増について正規職員と同様に改め、基準を1日の勤務時間から週の勤務時間としたこと、解雇、退職時の際の引き継ぎ義務化をしたこと、忌引き日数を別表化したほか、字句の整理を行った旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第30号 パートタイムホームヘルパー就業規則の一部を改正する規則 （案）について

中村常務理事から、「財団法人武蔵野市福祉公社パートタイムホームヘルパー就業規則（平成7年）」を「（平成12年）」に修正する旨の説明がなされたうえで、改正の主なものについて、パートタイムホームヘルパーとして、登録ヘルパーとフレックスヘルパーについて同一の就業規則を使用した、雇用体系の違いを明確にし、それぞれの

ヘルパーが雇用条件を確認できるよう登録ヘルパー就業規則としたこと、法改正による資格要件の名称変更、雇用期間に係るただし書きとして、例外として65歳を超えて雇用できる年齢を68から75歳としたこと、解雇予告におけるただし書きの追加、忌引き日数の別表化のほか、字句の整理をした旨の説明がなされた。

安達理事から、冒頭の「財団法人武蔵野市福祉公社ホームヘルパー就業規則（平成7年4月規則第1号）の全部を改正する。」について、本来は附則に書く内容ではないかという旨の意見がなされた。さらに、附則を見ても、附則の日付は改正の度に出てくるが、そのときに何を改正したか分からないと一致しないため分かりにくいのではないかと、むしろ冒頭の何行かは削除したほうが良いのではないかとという旨の意見がなされた。

中村常務理事から、以前に残っている「財団法人武蔵野市福祉公社ホームヘルパー就業規則（平成7年4月規則第1号）の全部を改正する。」という文言が題名の後に入っていること自体が、通常ではちょっと考えづらい旨の発言がなされた。また、これまでこの文言が入っているため、次もここに入れざるを得なかったというのが実情であり、これを削除してしまうと、恐らくホームヘルパー就業規則からの流れが分からなくなるという理由でこうされたのではないかと思うが、理事の皆様が特に問題ないということであれば、この4行はすべて削除して良いのではないかとという旨の回答がなされた。

大野理事から、他の規則の書き方との関係で、そういう点は問題にならないのかという旨の質問がなされた。

高橋管理係長から、全文改正と題名変更があったときに総則の冒頭に掲示するという市側のルールがあるため、それに準拠して冒頭に掲示した旨の回答がなされた。また、全文改正または題名の変更のある場合のみであるため、このようなパターンは、福祉公社の中ではこの規則だけであり他にはない旨の回答がなされた。

安達理事から、附則にこれを残しておく必要はあるかどうかということだけは検討しておく必要があるのではないかとという旨の意見がなされた。さらに、本来の扱いであれば、旧規則を廃止し、新たにこれを制定、新設するという手続のほうが妥当だったのではないかとという発言がなされ、付則で手当するかどうかの必要性については理事長に一任したい旨の意見がなされた。

中村常務理事から、この前文4行についての扱いは理事長一任とし、変更の改正を承認いただきたいという旨の意見がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、前文の4行は削除し、附則等については理事長に一任するという修正で、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第31号 職員給与規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、事務規程の職務名変更に伴い、次長を担当係長に改正した旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第32号 職員旅費規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、日当に係る30キロメートル未満の出張区域を市に準じ定め、別表として掲載した旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第33号 会計処理規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、主な改正点として、公益法人移行に伴う予算決定に係る手順に合わせ条文を整備したこと、会計帳簿に関して公益法人化に合わせ整備したこと、事務規程改正に伴い職名を変更したこと、第46条の見積書の徴取について、金額による業者数の基準を定めたことのほか、字句の整理を行った旨の説明がなされた。

安田監事から、第40条物品の範囲について、消耗品が取得価格1万円未満という定義になっており、その次の消耗什器備品が、耐用年数1年以上で取得価格1万円から10万円という形になっているため、耐用年数が1年未満のものがどこにも属さなくなってしまう旨の意見がなされた。また、消耗品は、取得価格1万円未満または耐用年数1年未満のような表記になるのではないかという旨の意見がなされた。

中村常務理事から、今回の改正によるものではなく、もともと抜けていたため、今回、安田監事のご指摘の部分を改正する案としてつけ加え、第40条第1号中、消耗品の括弧の後に「耐用年数1年未満又は取得価格が1万円未満のもの」という形で入れさせていただきたい旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、第40条第1

号中、消耗品の括弧の後、「耐用年数が1年未満又は取得金額が1万円未満のもの」に字句を修正のうえ、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第34号 老後福祉基金規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、公益法人移行に伴い、公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程により、寄附金は、特定寄附金のうち、その目的が公益事業の場合は全額を、一般寄附金についてはその50%以上を公益事業に使用するものとなっており、このため、寄附金を原資とする当該基金についても、寄附金等取扱規程に合わせ、公益目的事業の積み立て、現行の積み立て、その他の目的を定めた特定寄附金をその目的ごとの積み立てに区分し、その積み立て、管理・運用、運用益の処理、処分について、別々に行うことを定めたものである旨の説明がなされた。また、基金自体を複数にすることも検討したが、寄附の目的を特定とする寄附がある都度、新たな基金を設置する必要が生じるため、基金を老後福祉基金のみとし、積み立てを別にすることで対応することとした旨の説明がなされた。

安田監事から、今回の改正を機に、寄付金の「付（附）」の字を揃えて改正しておいたほうが良いのではないかという旨の質問がなされた。

中村常務理事から、修正をさせていただく旨の回答がなされた。具体的には、前文の7行目「又この事業の発展のためにと多くの善意の寄付金が」の「寄付」の「付」の字、次の行、「これらの寄付は」の「付」、次の行、「この積み立てられた基金を寄付者のご意向に沿い」の「寄付者」の「付」の3カ所を「附」に改正するものである旨の説明がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、前文の「寄付」の「付」の字句を「附」に修正のうえ、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第35号 指定居宅介護支援に関する実施規則の一部を改正する規則（案）について

中村常務理事から、主な改正点として、契約書を様式として提示したこと、事業所の名称、住所の表記を正したこと、不要な記載を削除

した旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第36号 ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則 (案) について

中村常務理事から、主な改正点として、事業所の所在地の表記を正したこと、障害者総合支援法に基づくサービスの利用料について追記したこと、生活保護受給者についての介護保険及び障害者総合支援のサービス料について負担をなしとすることを追記したこと、契約書の様式として提示したことのほか、字句の整理をした旨の説明がなされた。

安田監事から、契約書の様式について、4/6と6/6の2カ所にホームヘルプセンター武蔵野の事業所番号が異なる旨の指摘がなされた。

小林在宅サービス課長補佐から、正しくは、4/6の「13012600123」の三桁目に「0」が入らず、「1312600123」となる旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、契約書様式のうち事業所番号を、4/6を一部修正し、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第37号 フレックスヘルパー就業規則の制定について

中村常務理事から、諮問第20号により、パートタイムホームヘルパー就業規則を登録ホームヘルパー就業規則としたことに伴い、本規則を制定しフレックスヘルパーの就業規則を明確にした旨の説明がなされた。また、規則の内容については、現在の勤務条件のとおり規定したため、本規則制定後もヘルパーの勤務条件に変更はない旨の補足説明がなされた。

安田監事から、3/11、第15条の規定の欠勤について、3/11の第15条で、最後、「理事長に届け出しなければならない。」という規定になっているが、同じく第16条第4項、下から2行目は「届け出なければならない。」という形で、表現がばらついているため、どちらかに統一したほうがよいのではないかという旨の意見がなされた。

中村常務理事から、第15条の最後の行、「理事長に届け出しなければならない。」を「理事長に届け出なければならない。」に字句の修

正をしたい旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、第15条、「届け出しなければならない。」の「し」を削除するうえで、全会一致で、本案は可決承認された。

長澤理事長から、議案第27号に戻って審議を進める旨の発言がなされた。

高橋管理係長から、健康診断の要件を外した理由について、基本的には労働基準法の第3条に定めるところの、社会的身分の差別に依拠しているものと三鷹労働基準監督署の職員から説明を受けており、詳しくは、「健康状況は、思想信条等と同じものと解し、差別をしてはいけないということであり、健康診断の結果を理由に雇用するしないを振り分けてはいけない。」という理由である旨の回答がなされた。

安達理事から、採用申請の際に添付する診断書の費用については、5,000円とか1万円で高いものであるが、採用されなかった場合にその費用をだれが負担するのかという議論は良く聞くが、業務に耐え得るか耐えられないのかは、健康診断の結果でしか分からない。専門の医師が作成する診断書を外して採用した後に、健康上耐えられないとなると、どういう扱いをするのか問題が出てきてしまうのではないかと思うため、健康診断は添付させるべきだという旨の意見がなされた。労働基準監督署の説明については、もう少し確認したほうが良い旨の意見がなされた。

中村常務理事から、健康診断は労働安全衛生規則第43条、採用時の健康診断は被用者側、雇用主に義務づけられているが、雇用主がそれを曲解し、体の具合が悪いから採用しない、あるいは濫用の根拠として使われ、ハローワークの課長に通達が出されており、通達の内容として、健康診断の必要性を慎重に検討することなく採用の選考時に健康診断を実施することは、応募者の適性と能力を判断する上で必要のない事項を把握する、したがって就職差別につながる、だから、これはやめろという通達である旨の説明がなされた。また、このような流れの中で、応募者の側の利益をとれば健康診断を抜く、しかし、雇用主の側から考えれば、安達先生がおっしゃるとおりの事態を招くのだと思う旨の発言がなされた。

大野理事から、通達はいつ出されたものであるのか質問がなされた。

中村常務理事から、平成5年であるとの回答がなされた。

大野理事から、多くの会社等の就業規則は、健康診断書の提出を義務づけたままであり、それを特に改正しなければいけないと言って変えているところはないと思う、また、就業規則のモデル文書にも、これは確かっていると思うので、よく理解できない旨の意見がなされた。また、安達理事の意見のように、採用した後に、その就業に耐えられないような健康状態であるということが分かっても、今度は解雇の問題になってしまうので、解雇については非常に厳しい基準であるため、採用した後、すぐに働いてもらえない場合にどうするのか、そういう場合は、やはり採用時に問題があったのではないかという議論になるため、その健康診断書提出義務というのを無くすというのはいかがかという旨の意見がなされた。さらに、そうだとすると、第5条第3項第3号の中の「理事長が必要と認めた書類」の中にも入れることができない旨の意見がなされた。

中村常務理事から、他の理事に、それぞれの法人でどのようになっているのかという旨の質問がなされた。

五十嵐監事から、採用決定のときには健康診断書はとっていない旨の回答がなされた。例えば4月1日付で採用する場合は、内定を出すのが3月になってくる。その決定をした後に、就業前に義務づけられている健康診断があり、法人負担である。実際のケースとしてあったのは、何かご病気があって、結局ドクターのほうで就労不能と書いてきた。その場合については、いわゆる内定、採用の取り消しをしたことはある。要するに、採用日の前で、法律的には難しい部分はある。しかし、結局そういう形でやらざるを得なかったということがあった旨の回答がなされた。いずれにしても、今の労働基準監督署の判断を私どもはとっているのですが、とる、とらないは別としても、最終的には入職前の健康診断の提出は必要であり、これは被用者の義務なので、そのほかにとったほうがいいのかもしい旨の意見がなされた。

大野理事から、今度採用内定取り消しということになると、採用後であるため、解雇の問題となり難しくなってしまうため、慎重にしないといけない旨の意見がなされた。

中村常務理事から、かなり慎重に取り扱わなければいけない内容である旨の発言がなされ、今回の改正からはこれを削除するものを外し、とりあえず公益の就業規則がないと困るため、こちらで再度確認した上で、必要に応じて削除させていただくということではいかがかという旨の意見がなされた。

長澤理事長から、事務局の趣旨について、改正前の健康診断書の部

分を削除しないでそのまま残すという意味か、それとも削除するという意味か確認する発言がなされた。

黒竹理事から、当法人では、内定を出した後に健康診断を提出。そのかわり採用判定面接のときにヒアリングをする旨の発言がなされた。

中村常務理事から、費用負担は義務なので、採用が決まった後に健康診断を福祉公社が行う分には構わないと思うが、事前に出させているケースのほうが逆に今現在は少ないのではないかという旨の意見がなされた。

安達理事から、公務員の場合には、採用候補者名簿に登載されるため、即採用ではないが、社会福祉法人の場合は、即採用につながっていくため、もし、受験のときに取らないというのであれば、内定を出すときに「健康診断によって採用しないことがあります」という手続をしていかないと、危険性があるという旨の意見がなされた。

高橋管理係長から、安達先生の意見について、健康診断はすべきであって、実際、募集する際に、「健康診断の健康状態によって採用しないことがある」ということを明記した上で募集をすべきという流れを組み立てる必要があるという意見であるかという質問がなされた。

安達理事から、採用試験のための書類としては、健康診断は添付しなくとも良いという前提に立つのであれば、内定通知を出すときに、「健康診断によって採用しない場合があります」ということを留保しておく必要がある、そういう仕組みにしておく必要はあるのではないかという内容である旨の回答がなされた。また、そういう意味では、受験のときにとらないならとらないで、それは良いのだろうと思います。つまり、健康状態が何もわからないまま、もう採用までも全部直結してしまう仕組みはいかがかという旨の回答がなされた。

長澤理事長から、この規則については、事務局案のとおり規則はそのまま決定を出すとして、規則上、具体的にその部分を表記する必要はあるかどうかについて、理事に意見を求める発言がなされた。

長澤理事長から、安達理事の提案にしたがい、現行の健康診断書の項目は残しておいて、もう少し議論を詰めた中でやり直すということについて、事務局に確認を求める発言がなされた。

大野理事から、折衷案として、第5条第3項第5号の「その他理事長が必要と認めた書類」の中に、よく調べた結果入れても問題ないというようなことであれば、この書類として入れる、或いは、入れない場合、安達理事の意見のように、採用についての条件として入れる方法を検討しては如何かという旨の意見がなされた。

安達理事から、現行も「その他公社が必要と認めた書類」とありそれに加えて「健康診断」という項目が1項目あるため、これを落として、「公社が必要と認める」の中にこれを含めます、ということは、解釈としては難しく、無理ではないかと感じるため、残すものはもうそのまま、とりあえずは残しておいたほうが良い旨の意見がなされた。

長澤理事長から、他の理事に意見を求める発言がなされた。

黒竹理事から、微妙な話にはなるが、私どもの法人では、試験の際には健康診断書の提出は義務づけてはおらず、面接のときにヒアリングという形で、健康状況等についてお聞きし、内定した後に事業者負担で健康診断していただいて、そこで何らかの問題があった場合、面接でのヒアリング内容が虚偽の申告だったかどうか、また一度判断をさせていただくということにはなっている旨の回答がなされた。

安達理事から、時間的な問題もあるため、その扱いをどうするかについては、理事長に一任と思うが、理事という立場からすれば、雇用する人の、職員になる人の健康状態が分からないまま仕事をさせているということの方が問題があるという旨の意見がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、審議の結果、第5条第3項で健康診断書の記載を削除したが、今回はこの原案のとおりとして、今後さらに検討し、必要があれば再度理事会に諮ることを前提とし、全会一致で、本案は可決承認された。

11 報告事項

報告事項 公益財団法人への移行について

中村常務理事から、公益法人移行につきまして、昨年12月25日に東京都から内示をいただき、公益移行に向け、今回の諸規程の改正を始め、体制整備を行ってきており、今後の日程としては、3月25日午後に都庁において移行認定書の交付式があり、その後、東京法務局に法人移行登記の事前確認をお願いし、4月1日、公益法人登記申請の予定である旨の報告がなされた。

12 連絡事項

中村常務理事から、次回の理事会について、公益法人となって最初の理事会として5月29日を予定しておりますが、現在、私、常務理事させていただいておりますが、公益認定後の常務理事は、まだ定まっておらず、常務理事といえますか、理事の再度追加の候補があり、その上で常務理事の決定が必要になった場合、4月に理事会を開催する可能性があるため、そ

の際は、改めて日程調整をさせていただく旨の連絡がなされた。

大野理事から、日程の再確認の質問がなされた。

中村常務理事から、5月29日10時から12時である旨の回答がなされた。

長澤理事長から、トーマツの報告書が事務局より配付されている旨の連絡がなされた。

以 上

本理事会の議決を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成26年 1 月 31 日

議長（理事長） 長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人 安 藤 真 洋 ⑩

議事録署名人 大 野 壽三枝 ⑩